

(東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領第4関係)

東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート（アドバンスモデル）

建築物名称	ルビアコート花小金井
作成年月日	2024. 11. 28

新築			必須項目		選択項目				総項目数
			項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	
別表 1	立地に関する基準		1	1	4	3	1		5
別表 2－1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	12	12	2	2			14
別表 2－2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	13	13	38	18			51
別表 2 計			25	25	40	20	18		65
別表 3－1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	5	5	8	5			13
別表 3－2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	10	10	6	1			16
別表 3 計			15	15	14	6	1		29
別表 4	子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準		0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準		4	4	3	1			7
別表 6	区市町村からの意見の反映に関する基準		0		1	0			1
別表 4， 5， 6 計			4	4	9	1	1		13
合計			45	45	67	30		26	112
チェック結果			OK		OK				

既存・改修			必須項目		選択項目				総項目数
			項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	
別表 1	立地に関する基準		0		5	0	1		5
別表 2－1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	0	8	0			16
別表 2－2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	5	0	48	0			53
別表 2 計			13	0	56	0	15		69
別表 3－1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0	10	0			13
別表 3－2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	0	14	0			16
別表 3 計			5	0	24	0	4		29
別表 4	子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準		0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準		4	0	3	0			7
別表 6	区市町村からの意見の反映に関する基準		0		1	0			1
別表 4, 5, 6 計			4	0	9	0	1		13
合計			22	0	94	0		26	116
チェック結果									

別表1 立地に関する基準

項目		基準	セーフティ		セレクト		アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等		
			新築	既存・改修	新築	既存・改修	新築	既存・改修	新築	既存・改修			
1	子供の遊び場所	敷地出入口から徒歩圏内（おおむね800m以内(注1)）に次の施設などが一つ以上あること。 (1) 子育てひろば(注2)など、乳幼児と親と一緒に過ごせる施設 (2) 児童館や図書館など、子供が室内で過ごせる施設 (3) 子供が遊べる広場、公園や緑地など			☐ 選択	☐ 選択	☒ 必須	☐ 選択	(3) たけのこ広場、小平市東部公園プール				
2	保育、教育施設等	敷地出入口から徒歩圏内（おおむね800m以内(注1)）に次の施設などが一つ以上あること。 (1) 保育所、幼稚園などの保育、教育施設 (2) 小学校及び学童クラブなどの教育施設など			☐ 選択	☐ 選択	☒ 選択	☐ 選択	(1) このはな保育園 (2) 小平第五小学校				
3	医療施設	敷地出入口から徒歩圏内（おおむね800m以内(注1)）に小児科や耳鼻科など、子供が受診できる医療施設が一つ以上あること。			☐ 選択	☐ 選択	☒ 選択	☐ 選択	昭和病院				
4	生活利便施設等	敷地出入口から徒歩圏内（おおむね800m以内(注1)）に次の施設などが一つ以上あること。 (1) 鉄道駅やバス停 (2) 食料品や日用品などが購入できる商業施設 (3) 銀行、郵便局やATMなどの金融関連施設 (4) 子供連れで気軽に飲食できるファミリーレストランなどの飲食施設			☐ 選択	☐ 選択	☒ 選択	☐ 選択	(1) 西友、いなげや (4) サイゼリヤ花小金井店、ゆで太郎、手打ちうどん平作、もち吉				
5	活発な地域活動	次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。 (1) 自治会などによる季節行事や清掃活動 (2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動 (3) 自治会や地域活動団体などによるインターネットを活用したイベント (4) 「遊び場づくり」や「安全マップづくり」などの活動 (5) 「子供110番の家」の取組			☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択					
適合項目数			必須	—	必須	—	必須	—	必須	1	必須	—	
			選択	0	選択	0	選択	0	選択	3	選択	0	

注1 各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。

注2 0～3歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。
国の地域子育て支援拠点事業の一つ

別表 2－1 住戸内に関する基準（基本性能等に関する基準）

項目		基準	セーフティ		セレクト		アドバンスト		表記のある図面番号、計画の内容等	
			新築	既存・改修	新築	既存・改修	新築	既存・改修		
										必須で該当する部位等がない場合 チェック
1	段差解消	住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造（5mm以下の段差については、段差のないものとみなす。）とする。 (1) 玄関の出入口の段差：くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下としたもの (2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差：20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの (4) バルコニーの出入口の段差：接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下の単純段差 ア 180mm（踏み段を設ける場合にあっては、360mm）以下の単純段差としたもの イ 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの ウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差（踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの (5) 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差 ア 面積が3㎡以上9㎡（当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2）未満であること。 イ 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 ウ 間口（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上であること。 エ その他の部分の床より高い位置にあること。			☐ 選択	☐ 選択	☒ 必須	☐ 選択	☐ 選択	(1) ～ (5) 以外の床は段差のない構造です。 (1) 外側20mm以下、内側5mm以下 (2) 玄関上り框段差あり：80mm程度 (3) 20mm以下の単純段差 (4) 180mm以下の単純段差 (L・M・N・Oタイプのルーフバルコニーには、室内外に踏み台を設置し、180mm以下の段差とする) (5) 該当なし

別表2－1 住戸内に関する基準（基本性能等に関する基準）

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修		
			必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		
2	転落防止・落下物による危険防止	(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1 m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段（開放されている側に限る） (7) 原則床面（階段にあつては踏面の先端）から1,100mm以上（1,200mm推奨）に達するよう設けられていること。 (4) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあつては腰壁、窓にあつては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあつては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下（90mm推奨）であること。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	・転落防止のための手摺は足掛かりがなく、子供が容易によじ登れない形状とする。 ア. バルコニー・サービスバルコニー・2階以上の窓・廊下及び階段手摺は1100mm以上。 イ. バルコニー手摺はガラス、階段・外廊下・設備バルコニー手摺は縦格子手摺@60（内法40mm）とする。
		(2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100mm以上（1,200mm推奨）の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	室外機は手摺から600mm以上離隔距離を確保する。
		(3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	錠付クレセントをFL+1400以上の高さに設置
		(4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	開放制限ストッパー設置
3	シックハウス対策	各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの）とする。	☐ 必須	☐	☐ 必須※	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須※	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須※	☐	F☆☆☆☆とする。

別表2-1 住戸内に関する基準（基本性能等に関する基準）

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修		
			必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		
4	防犯対策	(1) 防犯対策用の鍵を使用する。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	玄関ドア（鎌デッド錠）
		(2) 室内との通話機能を有したインターホン等を設置する。その場合、カメラ付きインターホンにするよう努める。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	エントランス集合玄関機はカメラ付 玄関前は通話機能付
		(3) バルコニーに面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、避難計画上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、鍵付クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	アルミサッシに鍵付クレセントを設置
5	界床の防音性の確保	(1) 界床の仕様は次のいずれかとする。 ア 床スラブ厚が200mm以上（既存住宅にあっては、150mm以上）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1418-2（建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法）による床衝撃音レベルに対して、JIS A 1419-2（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法）による床衝撃音遮断性能L _i ,r,H-55等級相当以上とする。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択		床スラブ厚さは200mm以上確保
		(2) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須	☒	☐ 選択		
6	界壁の防音性の確保	(1) 界壁の仕様は次のいずれかとする。 ア 界壁の厚みが180mm以上（既存住宅にあっては、150mm以上）の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1419-1（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法）による音響透過損失等級R _r -50等級相当以上とする。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択		界壁厚さ180mm以上確保
		(2) コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 また、当該界壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択		界壁には、コンセントボックス・スイッチボックス等を設置しない。 ボード類は接着しない。
		(3) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須	☒	☐ 選択		
7	開口部の防音性の確保	サッシ等の開口部													
		JIS A 4706（サッシ）による遮音性能T-1等級相当以上の材料を使用する。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須	☒	☐ 選択		
		JIS A 4706（サッシ）による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する。								☒ 選択					T-2等級以上を使用
8	抗菌、防カビ、抗ウイルス対応	SIAAの基準を満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、抗菌、防カビ、抗ウイルス対応措置が講じられた住設部品を使用する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		便器、便座はSIAA基準の抗菌効果を満たしたものを使用。
適合項目数			必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	12	必須	0	
			選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	2	選択	0	

※ 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあっては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

別表 2-2 住戸内に関する基準（単位空間別の基準）

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修		
			必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		
1	玄関	(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、吊元側の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カバー等指挟み防止措置を講じる。					☐ 選択		☐ 選択		■ 必須	☐	☐ 選択		ドアクローザーを設置し、指挟み防止型建具を採用。
		(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内（可動式棚配置等による）スペースの確保により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。					☐ 選択		☐ 選択		■ 選択		☐ 選択		玄関・SICにスペースを確保。
		(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。					☐ 選択		☐ 選択		■ 選択		☐ 選択		手摺下地を設置。
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を設置する。					☐ 選択		☐ 選択		■ 選択		☐ 選択		玄関到人感センサー付照明器具を設置。
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS（日本工業規格）におけるA4702面内変形追従性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配慮したものとなっている。					☐ 選択		☐ 選択		■ 選択		☐ 選択		耐震枠・面内変形追従性D-3・耐震ドアガード採用
2	洗面所・脱衣所	(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。 ホース付水栓（シャワー吐水機能付き）とする。 タッチレス水栓とする。					☐ 選択		☐ 選択		■ 選択		☐ 選択		水栓金具レバー式 給湯温度制御可能 ホース付き水栓（シャワー吐水機能付き）
		(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の設備を施す。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
3	浴室	(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する錠をおおむね床上1,400mm以上の高さに設置する。 また、浴室の錠は、外からの解錠が可能なものとする。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	■ 必須	☐	☐ 必須	☐	錠は床上1400mm以上の高さに設置します。扉は外から開錠可能です。
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。					☐ 選択		☐ 選択		■ 必須	☐	☐ 選択		水に濡れても滑りにくい仕上げとします。
		(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。					☐ 選択		☐ 選択		■ 選択		☐ 選択		I型握りバー設置。
		(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		

別表 2-2 住戸内に関する基準（単位空間別の基準）

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修		
			必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		
		(5) 広さの確保 内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。 内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須	☒	☐ 選択		1400mm×1800mm以上。
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。 カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		水栓金具はサーモスタッド式を設置。
		(7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		浴室暖房乾燥設備を設置。
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分を含む。）が500mm以上を確保する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		便器前方500mm以上確保。
4	トイレ	(2) 手すりの設置 手すりを設置する。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	非常開錠表示錠サムターン設置。
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	外開き戸設置。
5	台所	(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		対面式キッチン採用。
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子と一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		10㎡以上の広さを確保。
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。 タッチレス水栓とする。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		水栓金具はレバー式 給湯温度制御可能
		(4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 ガス漏れ検知器を設置するなど、更なる危険防止措置を講じる。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	チャイルドロック機能を備えたガスコンロ。
		(6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置。
		(7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択		耐震ラッチを設置。

別表 2-2 住戸内に関する基準（単位空間別の基準）

項目	基準	セーフティ		セレクト		アドバンスト		表記のある図面番号、計画の内容等
		新築	既存・改修	新築	既存・改修	新築	既存・改修	
		必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック	
6 建具	(1) 開き戸 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間（5mm以上13mm未満）がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。 ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。 ・主に分譲：指挟み防止商品の配布（設置は住戸購入者に委ねる） ・主に賃貸：指挟み防止商品の用意（入居者の意向により設置） ○戸先側は次のいずれかの対策を講じる。 ・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。 ・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。 居室間や主要な通路上に配置される開き戸 トイレや洗面所等に配置される開き戸							○吊元側は、指挟み防止対策措置としてKTF枠を採用しています。 ○戸先側について、風の通り道に設置する開き戸はありません。
	(2) 引き戸 100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を挟まないような措置を講じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。			☐ 選択	☐ 選択	☒ 必須	☐ 選択	全ての引戸はソフトクローズ機能とする。
	(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間（5mm以上13mm未満）がない構造とする。			☐ 選択	☐ 選択	☒ 必須	☐ 選択	指を挟み恐れのない構造としています。
	(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものとするなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとする。			☐ 選択	☐ 選択	☒ 必須	☐ 選択	開き戸はレバーハンドル 引戸の引手は安全性を考慮し、使いやすい形状とする。
	(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要がある場合は、安全ガラスとするなど、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。			☐ 選択	☐ 選択	☒ 必須	☐ 選択	LD入口扉強化ガラスを使用。
7 居室	(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにすることにより、子供でも使いやすいものとする。			☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	
	(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。			☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	
	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率（次式で算出したもの）を8%以上確保する。 <算定式> $\frac{(S1+S2)}{\text{当該住戸の専有部分の面積 (㎡)}} \times 100$ S1：高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積（㎡） S2：高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積（㎡） ×（当該収納部分の高さ（cm）／180）			☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	

別表 2-2 住戸内に関する基準（単位空間別の基準）

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修		
			必須で該 当する部 位等がない 場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない 場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない 場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない 場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない 場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない 場合 チェック		
		(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内に設置する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		室内に吊下げ式の物干を設置。
		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上げとする。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		壁等の出隅部分に面取りを行う。 （ボードコーナー）
		(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのできるような構造とする。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使用する。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
8	バルコニー	(1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。 エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないようにチャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する（消防の指導により使用できない場合はその限りではない）。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	ア. 持出しガラス手摺を設置。 イ. 室外機は手摺から600mm離隔確保。 ウ. 足掛かりとならない高さに設置。 エ. チャイルドロック付避難ハッチを設置。
		(2) スロップシンクの設置 スロップシンクをバルコニー等に設置する。にたし、これらによし登って手すりから転落することを防止するために、これらの設備は手すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措置を講じる。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
9	住戸内通路及び出入口	(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm（柱等の箇所にあつては750mm）以上を確保する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		780mm以上の幅員を確保。
		(2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）は750mm（浴室の出入口にあつては600mm）以上を確保する。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
10	住戸内階段	(1) 勾配等 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 ア 勾配が22/21以下で、1段あたりの可歩の2倍と踏面の可歩の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 イ 蹴込みが30mm以下であること。 ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、アの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 (イ) 90度屈曲部分が踊り場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 (ロ) 90度屈曲部分が踊り場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 (ハ) 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分					☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須	☒	☐ 選択		住戸内に階段は無し。

別表 2-2 住戸内に関する基準（単位空間別の基準）

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修		
			必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		
		(2) 手すりの設置 少なくとも片側（勾配が45度を超える場合は両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設けられている。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 必須	☒	☐ 選択		住戸内に階段は無し。
		(3) チャイルドフェンスの設置等 転落事故等、危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止するため、チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
11	テレワークスペース	テレワークスペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備（照明、Wi-Fi接続が可能なインターネット環境、コンセント等）を整備する。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
12	その他	その他、子育てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
適合項目数			必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	13	必須	0	
			選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	18	選択	0	

別表３－１ 共用部分に関する基準（基本性能等に関する基準）

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修		
			必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		
1	転落防止・落下物による危険防止	(1) 直接外部に開放されている共用廊下及び共用階段等には、転落を防止するため手すりを設置し、安全性に配慮する。 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、共用廊下にあつては1階に存するもの、共用階段にあつては高さ1m以下の階段の部分は除く。 ア 手すりの高さ （イ）原則床面（階段にあつては踏面の先端）から1,100mm以上（1,200mm推奨）に達するように設けられていること。 （イ）腰壁等には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 イ 手すり子が、床面（階段にあつては踏面の先端）及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下（90mm推奨）であること。 ウ 入居者の日常の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm以上の高さに達するように設置すること。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	転落防止の為の手摺は、足掛かりが無く、子供が容易によじ登れない形状とする。 ア.（ア）手摺高さFL+1100mm以上（イ）腰壁無し イ. 屋外階段は内法90mm以内の手摺子を採用 ウ. 該当なし
		(2) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	落下防止機能・開放制限機能付き
2	転倒防止	玄関から道路に至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の床の床面は、雨に濡れる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利用できるよう、滑りにくい材料を使用する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択		滑りにくい材料を使用。
3	衝突防止	エントランスホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガラスは、衝突による事故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突防止シールを貼る等の視認性を高める措置を講じる。	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	衝突防止マークを設置。
4	避難経路における安全確保	避難経路にある建具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なものや、複雑な機構による形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使いやすいものとする。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択		レバーハンドルを採用。
5	敷地内通行の安全確保	敷地内の歩道と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		車道と歩道の分離。
6	防犯対策	以下に例示するものなど、防犯対策を講じていること。 防犯カメラの設置等の防犯対策を講じること。 中廊下型やコア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オートロックシステムを導入する。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		防犯カメラ設置、オートロックシステム導入。
						☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択			
7	防災対策	以下に例示するものなど、防災に関する対策を講じていること。 東京都LCP住宅の登録を受けている。 防災備蓄倉庫、防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築などの防災対策を講じている。 受変電設備、自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸水経路にマウンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土嚢の準備などを行っている。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		防災倉庫を設置。
						☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択			
						☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択	
8	省エネ・再エネ対策	以下に例示するものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じていること。 東京ゼロエミ住宅やZEHの認証を取得している。 太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。					☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		ZEH-Mを取得します。 （2024年12月末予定）
						☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択			
						☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択			

別表 3-1 共用部分に関する基準（基本性能等に関する基準）

項目	基準					セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等	
						新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修			
						必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック			
		適合項目数					必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	5	必須	0	
							選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	5	選択	0	

別表 3-2 共用部分に関する基準（単位空間別の基準）

項目		基準	セーフティ			セレクト			アドバンスト			表記のある図面番号、計画の内容等	
			新築	既存・改修		新築	既存・改修		新築	既存・改修			
				必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック		
1	アプローチ、共用廊下	(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を設けない経路とする（2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする。）。				☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択	段差のない特定経路を設けている。（バリアフリー凡例記載）
		(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。				☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択	化粧グレーチングを使用。
		(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分には次の基準に適合する傾斜路を設ける。 ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとするができる。 イ 高さが160mmを超えるものにあつては手すりを少なくとも片側に、かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。 ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmごとに踏幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。 エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。				☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択	ア)は敷地内通路・共用廊下幅員は1.2m以上を確保、傾斜路は1/20以下。 イ)は該当なし。 ウ)は該当なし。 エ)は始点・終点に平坦な部分を設けています。
		(4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。				☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択	
2	エレベーター	地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。 (4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーにホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設置する。 (5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。				☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択	(1) 出入口幅800mm、奥行1520mm (2) かご内に防犯カメラ設置 (3) 非常時に外部に連絡できる装置を設置 (4) かご内及び乗降ロビーに現在位置を表示する装置を設置 (5) かご内の操作盤は誰もが簡単に操作できるものとし、手が届きやすい位置に設置
		(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。				☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択	地震管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置
		(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。				☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択	

別表３－２ 共用部分に関する基準（単位空間別の基準）

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等					
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修							
			必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック							
3	共用階段	(1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。 ア けあげの寸法は200mm以下、踏面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は30mm以下とする。 イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避ける。 ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。 エ 踏面にはノンスリップを設け、踏面と同一面とする。 オ 階段及び踊り場の幅は以下による。ただし、屋上又は直上階のみに通じる共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とすることができる。 <table border="1"><tr><td>階段室型住棟</td><td>廊下型住棟屋内階段</td><td>廊下型住棟屋外階段</td></tr><tr><td>1,000mm以上</td><td>1,200mm以上</td><td>900mm以上</td></tr></table> カ 転倒防止のため、手すりを踏面からの高さが800mmから850mm程度の高さの位置に設ける。手すりの端部は200mm以上水平に伸ばすこととし、端部を壁面又は下部に曲げること。 キ 2段手すりを設置する場合は、上段が850mm程度、下段が650mm程度の高さとする。 ク 踊り場にも連続した手すりを設置する。 ケ 共用階段の段差がある部分の照明は、段鼻等がはっきり認識できる照明、角度、位置とする。	階段室型住棟	廊下型住棟屋内階段	廊下型住棟屋外階段	1,000mm以上	1,200mm以上	900mm以上					☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択	ア. 蹴上200mm以下、踏面240mm以上、蹴込み30mm以下 イ. 最上階の通路への食い込み及び最下段の通路への突出無し ウ. RC造のため、蹴込み板は無し エ. 踏面はノンスリップ設け、踏面と同一面とする オ. 踊場幅900mm以上 カ. 手摺高さ1100mm以上（補助手摺：800mm） キ. 2段手摺はありません ク. 踊場は連続手摺を設置 ケ. 照明は段鼻等がはっきり認識できる照明とする
		階段室型住棟	廊下型住棟屋内階段	廊下型住棟屋外階段																
1,000mm以上	1,200mm以上	900mm以上																		
(2) 足元灯を使用し、安全面での更なる配慮をする。						☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択								
4	共用玄関	(1) 共用玄関は次の基準に適合していること。 ア 幅員800mm以上とする。 イ 共用玄関の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。 ウ 管理人室を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する位置へ設置する。 エ 共用玄関は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられていること。 オ 共用玄関の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出入口を自動施錠機能付きの鍵を備えたドアとする。 カ 共用玄関付近に郵便受けを設置する。						☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択	ア. 幅員800mm以上 イ. 自動ドア、段差無し ウ. 管理人室は共用玄関に近接する位置に設置 エ. 防犯カメラ設置 オ. 共用玄関以外の共用出入口もオートロック採用 カ. 共用玄関付近に郵便受けを設置					
		(2) 宅配ボックスを設置する。						☐ 選択		☐ 選択		☒ 選択		☐ 選択		宅配ボックス設置				
		(3) 小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。						☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択						
5	危険箇所等への進入防止	屋上、受水槽、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できないよう、柵の設置や鍵を設置する等の対策を講じる（消防の指導により設置できない場合はその限りではない）。	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	侵入防止柵及び管理扉（鍵有）を設置					
6	ごみ集積所	所管の自治体と事前に協議を行い、居住世帯数や分別方法等に合わせたごみ集積所を設置する。 設置に当たっては、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等にも配慮した設計とする。	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☐ 必須	☐	☒ 必須	☐	☐ 必須	☐	小平市と協議し、必要に応じたごみ集積所を設置。住居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等にも配慮した設計としています。					
7	自転車置場	所管の自治体において定めている設置基準等を満たした自転車置場とするともに、子供用自転車等を平置きできるスペースを設ける。屋外に設置する場合は、屋根付とする。 所管の自治体に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置くことができる自転車置場を設置する。						☐ 選択		☐ 選択		☒ 必須	☐	☐ 選択	台数は小平市基準を満たした設計とした。キッズ駐輪スペース（平置）を計画した。屋根付き					

別表 3－2 共用部分に関する基準（単位空間別の基準）

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修		
			必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		
8	ワーキングスペース	ワーキングスペース等を設置する場合、以下に例示するようなものでワーキングスペース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 複数の利用者が一度に利用できる机、椅子 イ セキュリティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照明、コンセント等の設備 ウ 個室、半個室や可変可能なパーテーション					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
適合項目数			必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	10	必須	0	
			選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	1	選択	0	

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項目		基準	セーフティ		セレクト		アドバンスト		表記のある図面番号、計画の内容等		
			新築	既存・改修	新築	既存・改修	新築	既存・改修			
1	子育て支援施設	子育て支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を遵守すること。 また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこと。 なお、認可外保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年6月15日付56福児母第990号。（以下「指導要綱」という。））に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守するとともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。 また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。			☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択			
2	キッズルーム	キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 授乳やおむつ替えのできるスペース イ 共用トイレ ウ テーブル、椅子等の歓談用の家具 エ 本、おもちゃ等の収納スペース			☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択			
3	集会室や交流スペース	集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守すること。 集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。その場合は前項の基準を満たす。			☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択			
4	屋外スペース	(1) 屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 砂場や滑り台 イ 共用の手洗い場やトイレ ウ ベンチや日陰スペース エ 植栽、芝生、花壇			☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択			
		(2) 住民同士で野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 散水や手洗いのできる水栓 イ 共用道具を収納する物置 ウ 収穫した作物を調理する設備			☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択	☐ 選択			
適合項目数			選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	

別表5 管理・運営に関する基準

項目		基準	セーフティ		セレクト		アドバンスト		表記のある図面番号、計画の内容等
			新築	既存・改修	新築	既存・改修	新築	既存・改修	
1	住宅計画、募集から入居までの配慮事項	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のD I Yを認め、原状回復義務を一定程度免除するなどの措置を講じる。			☐ 選択	☐ 選択	☒ 選択	☐ 選択	子育て世帯の募集期間を優先的に設けます。
		(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (ア) 子育て支援施設の併設、子育て支援サービスの提供、子育て支援のための設備の工夫、地域の子育て支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 (イ) 認可保育所等入所選考が一般公募となる子育て支援施設の併設の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (ウ) 子育て支援施設を併設する場合は、所管する自治体にて定めるルール等を説明する。 (エ) 子育て世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育てに配慮した住宅であることを説明する。 (オ) 既存住宅の空き家で認定を取得し、子育て世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育て世帯を募集する旨を周知する。 イ 入居者契約時 (ア) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (イ) 入居者が子育て支援サービスの個別契約等を締結する必要がある場合、関連事業者が連携し、売買契約や賃貸契約時に当該契約が締結できるよう配慮する。 (ウ) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (エ) 集会室やバーベキューコーナー等を設置する場合は、責任者を明確にするとともに、使用方法、使用時間、費用負担等の基本的事項のほか、「人と人との距離の確保」など基本的な抗ウィルス対策や、状況に応じた対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。 また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (オ) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故防止に加え、基本的な抗ウィルス対策を講じることや、状況に応じた対応を徹底することなど、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。			☐ 選択	☐ 選択	☒ 必須※	☐ 必須※	入居者募集時に子育て支援のための設備の工夫、地域の子育て支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載します。また、入居者契約時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明します。

別表5 管理・運営に関する基準

項目		基準	セーフティ		セレクト		アドバンスト		表記のある図面番号、計画の内容等
			新築	既存・改修	新築	既存・改修	新築	既存・改修	
1	住宅計画、募集から入居までの配慮事項	(3) 子育て支援サービスの提供における配慮 以下に例示するものなど、子育て支援サービスの提供等を行うこと。 子育て支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管となる自治体と事前に協議を行うこと。 ア 近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供 イ 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施 ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービス エ 子育て等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 オ その他子育て支援サービスとして知事が認めたもの 子育て支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。特に共用部分の使用ルール、管理ルール等は確実に定めること。 イ 子育て支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決めること。			☐ 選択※	☐ 選択※	☐ 選択※	☐ 選択※	
2	安心して日常生活を送るための配慮事項	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、継続的に周知していくこと。			☐ 選択※	☐ 選択※	■ 必須※	☐ 必須※	入居契約時、自転車置場使用方法、ごみ出しルール等を周知します。掲示板を設置し、継続的な周知を図ります。
		(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子育て支援情報など子育てに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。			☐ 選択※	☐ 選択※	■ 必須※	☐ 必須※	入居契約時、子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設等の情報を周知します。掲示板を設置し、継続的な周知を図ります。

別表5 管理・運営に関する基準

項目		基準	セーフティ		セレクト		アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等	
			新築	既存・改修	新築	既存・改修	新築	既存・改修	新築	既存・改修		
3	コミュニティの醸成のための配慮事項	(1) 入居者間の交流の機会の創出 入居者間のコミュニティが形成されていくきっかけをつくることを目的として、以下に例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ア ウェルカムパーティー イ 共有スペースを活用した絵本の読み聞かせ会 ウ 不要になった子供用品の貸し借り会、フリーマーケット エ 子育ておしゃべり会、パパ会、ママ会 オ 餅つきやラジオ体操などのイベント カ 防災訓練や防災マップ作成会議 キ 住宅の自治会などによる各種イベント ク WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成のためのイベント等			☐ 選択※	☐ 選択※	☒ 必須※	☐ 必須※	定期的に子供達も参加させて体験型の防災訓練等を行い、居住者間のコミュニティ形成に繋げる取組を行うなど、居住者間のコミュニティ形成の機会になるような催しを検討し、実施致します。			
		(2) 地域の人との交流の機会の創出 地域コミュニティとの交流のきっかけをつくることを目的として、以下の例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ア 地域の人も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント イ 町会・自治会、子供会などの地域の組織が主催する防災活動、防犯活動やお祭りなど様々な取組への参加 ウ 地域で活動しているNPO等と連携した地域交流イベント エ WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成のためのイベント等			☐ 選択※	☐ 選択※	☐ 選択※	☐ 選択※				
			適合項目数		必須	—	必須	—	必須	4	必須	0
				選択	0	選択	0	選択	1	選択	0	

※ 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

別表 6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項目		基準	セーフティ				セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
			新築		既存・改修		新築		既存・改修		新築		既存・改修		
1	区市町村からの意見の反映	要綱第 4 に規定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育て支援サービス提供に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設置又は子育て支援サービスの提供を実施すること。					☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		☐ 選択		
		適合項目数	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	